

令和6年度足利市創業者ステップアップ補助金 申請ガイド

<申請受付期間>

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日又は事業を開始した日以後5年を経過しない日まで

<目次>

1. 補助制度の概要
 - I. 趣旨
 - II. 補助対象事業
 - A. 専門家相談事業
 - B. 広告宣伝事業
 - C. スキルアップ事業
 - III. 補助対象者
 - IV. 補助対象経費
 - V. 補助率・限度額等
2. 補助金申請から交付までの流れ
3. 提出書類
4. 申請にあたっての注意点
5. 足利市創業者ステップアップ補助金交付要綱に係る用語の定義
6. Q&A

【お問合せ・提出先】

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当

〒326-8601 足利市本城三丁目 2145

電話：0284-20-2158

E-mail：shougyou@city.ashikaga.lg.jp



E-mail

1. 補助制度の概要

I. 趣旨

足利市の産業力向上・雇用の場を創出するためには、新規創業者の創出が不可欠ですが、創業初期は経営が不安定になりやすく、事業の発展のためには、専門家の支援や事業 PR、サービスの向上が求められます。

そこで、事業発展（早期経営安定）のために取り組む専門家相談や広告宣伝、スキルアップについて支援するため、これに要する経費の一部を補助します。

II. 補助対象者

市内に事業所を有する中小事業者のうち、申請時点で次のすべてに該当する者。

・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けた者

- ・足利市内に事業所等を有する創業後 5 年未満の個人又は会社
- ・申請時点で納期限が到来した市税に滞納がない者
- ・営業に関して関係法令を遵守し、必要な許認可等を取得している者

○補助対象外となる者

- ・足利市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 6 条に規定する暴力団密接関係者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出が必要な業種並びにそれらに類似する業種を営む者
- ・当市が助成金を交付するにあたり、当市が社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

p 8 の 5. 足利市創業者ステップアップ補助金交付要綱に係る用語の定義をご確認ください。

III. 補助対象事業（補助対象経費・事業実施期間）

次の A～C いずれかに該当する事業。

A. 専門家相談事業

事業発展のための専門家相談・士業による各種手続き。 など

例) Google ビジネスプロフィール登録代行、顧問弁護士への業務委託 など

B. 広告宣伝事業

自社及びそのサービス等を PR するもの。ただし、店名・連絡先の掲載など、申請者の受注に直結するものに限る。

例) 名刺、チラシ・パンフレット、看板・電光掲示板・のぼり、WEB サイト（ホームページ）、SNS、新聞・会報誌・雑誌・展示会

注意

屋外広告物(看板、のぼり旗等)に関しては、都市政策課（電話：20-2167）へ確認の上申請ください。

都市政策課へ相談の際には、ステップアップ補助金を利用するために確認したい旨を申し出てください、別記様式第 1 号（第 5 条関係）の記入、どのような手続きが必要となるかを要確認ください。

C. スキルアップ事業

自社が営む事業に関するセミナー受講または資格取得。

※従業員セミナー受講・資格取得も対象

例) ホームページ制作セミナー受講、フォークリフト運転技能講習の受講、大型特殊免許の取得など

対象外事業

・汎用性が高く目的外使用になりえるもの など

例) 普通自動車免許取得、パソコン購入、Wi-Fi 工事費用 など

IV. 補助対象経費

次に掲げる経費。

A. 専門家相談事業

事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費

委託費、専門家謝金 など

B. 広告宣伝事業

広告宣伝物を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
新商品等を展示会等に出店または商談会に参加するために要する経費
デザイン料、印刷費、広告掲載費、委託費、外注費、展示会等出展費 など

C. スキルアップ事業

セミナー等の受講料、資格等取得のための受験料・登録料 など

対象外経費
旅費、飲食費

V. 対象期間

補助対象事業及び補助対象経費の支払いは、令和6年4月1日から令和7年3月31日又は事業を開始した日以後5年を経過しない日までに実施すること。補助対象事業の期間は、次のとおり判断する。

A. 専門家相談事業

判断基準：契約期間

※対象外の期間も含めて契約している場合、対象期間のみ補助対象とします。この場合、補助対象経費は日割計算となります。

B. 広告宣伝事業

判断基準：成果物の納品日又は事業の効果が発生する日

例) チラシ作成：納品日

WEBサイト作成：公開日

新聞折込：新聞が対象者に届けられた日

注意

WEBサイト・SNSの場合、作成のみで公開がされていないものは対象外とする。

C. スキルアップ事業

判断基準：受講・合格・資格取得した日

※対象外の期間も含めて受講期間がある場合、対象期間のみ補助対象とします。この場合、補助対象経費は日割計算となります。

例) 計5回(令和6年3月28日、29日、30日、4月1日、2日※4月の2回のみ補助対象)

10万円(税抜き)のセミナーを受講した場合

→ 令和6年4月1日、2日の2回が補助対象

$10万円 \times 2 / 5$ (日数按分) $\times 1 / 2$ (補助率) = 2万円 ※申請金額

※資格取得・認定試験等は、合格・修了・取得の場合のみ対象となります。

IV. 補助率・限度額等

補助対象経費(税抜き)の1/2(1,000円未満切捨て)

例) 10万円(税込み)の補助対象事業を実施した場合

$100,000円 \times 100/110$ (消費税抜き) $\times 1/2$ (補助率)

≒ 45,454円

45,000円 ※申請金額

補助限度額は最大10万円(1事業者1年度あたり)

2. 補助金申請から交付までの流れ

1 補助制度の利用検討・事前相談

『申請ガイド（本書類）』を参考に、補助要件や必要書類をご確認ください。

予定する事業が、本補助金対象かどうか判断がつかない場合は、事前に足利市商業にぎわい課までご相談ください。（連絡先はP1に記載）

※申請には、事業の成果・内容を確認できる資料が必要となります。

2 補助対象事業の実施

補助対象事業を実施します。

※事業実施期間が実施する事業によって異なります。

※実施する事業によって、成果物が異なります。

3 補助金交付申請書の作成及び市への提出

市ホームページから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。

申請に当たっては、P6「3. 提出書類」の書類を添付していただきます。

提出方法：持参、郵送→ 連絡先は、P1に記載

提出期限：令和7年3月31日又は事業を開始した日以後5年を経過しない日まで

4 補助金交付の決定〔足利市対応〕

交付決定通知書にて、通知します。

※審査の結果、申請金額と異なる金額、または不交付となる場合があります。不交付となった場合には、補助金不交付決定が通知されます。

5 補助金交付請求

補助金交付の決定後、請求書（足利市指定様式）に交付決定額を記入し、交付請求してください。

6 補助金の交付〔足利市対応〕

請求額を申請者宛てに振込みます。

3. 提出書類

以下、①から⑦のすべての書類を足利市商業にぎわい課へ提出してください。

⑧は、該当する場合のみ提出してください。

①足利市創業者ステップアップ補助金交付申請書
市指定様式

②事業を開始したことが分かる書類

個人の場合：開業届の写し ※個人番号は、黒塗りで判断できないようにしてください。

法人の場合：履歴事項全部証明書の写し

なお申請書の提出日から3か月以内の日付のものに限ります。

③認定特定創業支援等事業を受けたことが分かる書類

例) 創業塾修了証 など

④成果物

補助事業の内容・事業実施期間が分かるもの

A. 専門家相談事業

相談内容・業務内容が分かるもの

例) 契約書、仕様書 など

B. 広告宣伝事業

□名刺、チラシ・パンフレット、看板・電光掲示板・のぼり

作成（掲載）内容が分かるもの（画像等）、納品書

□WEBサイト（ホームページ）、SNS

公開したページ等の画像及びURL

□新聞・会報誌・雑誌

記事掲載の場合

掲載した内容及び掲載した日付が分かるもの

折込の場合

使用した広告物及び折込した媒体（新聞等）※折込した日付が分かるもの

□展示会

出展した展示会の資料（パンフレット等）及び出展が分かる写真等

C. スキルアップ事業

受講・受験・取得した内容が分かるもの（パンフレット・WEBサイトなど）

資格取得・認定試験等の場合、合格・修了等を証する書類

⑤補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

例) 領収書 など

※領収書は、日付・宛名・金額・支払内容（品名など）・発行者の記載が無いものは対象外となります。また、宛名が「上様」等、申請者と異なる場合も対象外となります。

※補助事業以外の経費が含まれている場合は、対象となる項目に印（マーカー、マークなど）をつけてください。

⑥申請者名義の通帳の写し

補助金の振込先となる通帳の写し。申請者と同名義のもの。

下記内容が把握できるものを提出してください。

「金融機関名（銀行・支店名）」「店番号（店番）」「預金種目」「口座番号」「口座名義人（漢字・カナ）」

⑦申請チェックシート

申請内容、添付ファイル等について、ご確認のうえチェックを記してください。

[⑧市税を滞納していないことを証明する書類]※申請者が個人事業主で、住所が足利市外の場合のみ
詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

⑨その他

その他、市から求められたもの等があれば提出してください。

4. 申請にあたっての注意点

★補助対象経費について

(1) 補助対象となる経費は、次の①、②条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に、「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」等を実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。

例：ホームページの作成をしたものの、ホームページを公開していない場合や、新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業完了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合も、当該経費は補助金の対象にできません。

(3) 経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

決済は法定通貨をお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

なお、代表者や従業員が、個人で支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、補助事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われなければなりません。

★国・県・市等が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一内容について、国・県・市等が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託等）と重複する事業は補助対象事業となりません

★その他

申請者は、本申請ガイド、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、補助金事務局からの指示に従うものとします。

5. 足利市創業者ステップアップ補助金交付要綱に係る用語の定義

1 補助対象者（第2条関係）

(1) 第1項第1号関係

「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けた者」は、以下のとおりとする。

＜会社の場合＞ 法人の代表者（代表取締役または代表社員）が、特定創業支援等事業による支援を受けた者であることが要件（代表者以外の役員や従業員等が直接支援を受けた場合は対象外）

＜個人事業主の場合＞ 個人事業主本人が、特定創業支援等事業による支援を受けた者であることが要件（個人事業主本人以外の者（家族専従者や後継予定者等）が直接支援を受けた場合は対象外）。

(2) 第1項第2号関係

①「会社」は、会社法に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）とする。

②「足利市内に事業所等を有する創業後5年未満の個人又は会社」は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始した以後5年を経過していない会社

ウ アの個人事業主が事業開始後5年以内に会社を設立した場合、個人事業主として事業開始時点から起算して5年を経過していない会社

③「事業を営んでいない個人」は、申請時点において、本申請に係る「足利市内に事業所等を有する創業後5年未満の個人又は会社」以外に既に行っている事業又は行っていた事業に係る廃業等の手続の完了が確認できる者も補助対象者

6. Q&A

●補助対象者、要件に関すること

No	質問	回答
1	令和5年度に同補助金を利用しましたが、令和6年度も本補助金を利用できますか？	本補助金を利用できます。 補助対象者一者あたり、同一年度で最大10万円まで利用できます。
2	令和6年度に一度、本補助金を利用し、5万円交付決定を受けています。上限額までの残りの5万円は本補助金を利用できますか？	本補助金を利用できます。 補助対象者一者あたり、同一年度で最大10万円まで利用できます。分割申請が可能のため、残りの5万円分申請できます。
3	個人事業主で飲食店を営んでおり、妻が従業員をしています。妻だけが特定創業支援等事業の支援を受けたのですが、補助対象者と認められますか？	補助対象者と認められません。 申請者が特定創業等支援事業により支援を受けている必要があります。

●申請に関すること

No	質問	回答
1	本補助金の申請期限はいつまでですか？	令和7(2025)年3月31日(月)又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日までです。 年度末頃に申請を予定されている場合には事前にご相談ください。
2	年度の3月以降に合格・完了した事業についての補助申請はできますか？	令和7(2025)年3月31日(月)又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日までに事業完了・支払・申請が可能であれば、対象となります。
3	補助金申請時に添付する通帳の写しですが、申請書は会社名義ですが、代表者個人の口座に振り込みも可能ですか？	法人の場合、代表者個人の口座に振り込むことはできません。 原則、補助金申請者と振込先の口座名義人が同一である必要があります。補助金申請者宛に振込をさせていただきます。
4	補助対象経費に消費税が含まれる場合、補助対象経費はどのようにすればよいですか？ 例) セミナー受講料 55,000円(税込み)	消費税は補助対象経費対象外です。 消費税を除いた金額が補助対象経費となります。 例の場合では、補助対象経費は50,000円となります。
5	補助金の交付申請から交付決定、補助金の支払いまでどの程度お時間がかかりますか？	補助金申請から交付・不交付の決定まで概ね2週間、交付決定後に補助金の請求をいただき、支払までは概ね1月かかります。
6	補助金の算定方法について教えてください。	専門家相談事業、広告宣伝事業、スキルアップ事業の各経費(税別)の合計額を補助対象経費として算出します。 この補助対象経費に補助率50%を乗じた額の1,000円未満を切り捨てた額が助成額となります。
7	開業日が令和元年10月1日です。申請受付期間内に対象事業を完了すれば申請できますか？	令和6年9月30日(開業日を含んだ創業5年に到達する前日)までに完了した補助対象事業の申請をお願いします。 創業後5年未満でないと、補助対象者に該当しません。

●個別の事業について

【専門家相談事業】

No	質問	回答
----	----	----

1	専門家の交通費・宿泊費は補助対象ですか？	本専門家相談事業のみに係る経費であることが明確な場合のみ対象となります。
2	専門家相談をして、専門家個人に報酬を支払うのですが、相談内容・業務内容が分かるものの他に提出すべき書類はありますか？	専門家個人に報酬を支払う場合、支払金額から所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を控除します。そのため、税務署へ源泉徴収後、源泉徴収に係る領収済み通知書をご準備の上、提出ください。

【広告宣伝事業】

No	質問	回答
1	事務所移転に際し、Wi-Fi 環境の整備、ホームページのリニューアルをするが、補助対象となるか？	Wi-Fi 環境の整備に係る経費...対象外 ※インターネット環境・パソコン等の汎用性が高く、転用可能なものは認められません。 ホームページリニューアルのための製作費...対象

【スキルアップ（人材育成）事業】

No	質問	回答
1	従業員が資格取得するにあたり、受験勉強のために購入した図書代は、補助対象経費と認められますか？	勉強のための書籍代は補助対象と認められません。
2	講習の講義内で使用するテキスト代は補助対象経費と認められますか？	講習経費に含まれると考えられるため、補助対象経費と認めます。
3	セミナーの受講に交通費・宿泊費がかかりましたが、経費として認められますか？	交通費や宿泊費は補助対象経費として認められません。
4	資格取得のための講習受講費を申請したいのですが、試験に不合格で資格が取得できなくても、講習受講費は補助対象となりますか？	補助対象となりません。 講習最終日に認定試験を実施する等、講習受講費と受験料が一体の場合は、不合格の場合、補助対象となりません。 ただし、●●資格対策講座（受講料）、●●資格試験（受験料）、と一体でない場合は、●●資格試験に不合格であっても、●●資格対策講座（受講料）は補助対象となります。 詳しくはご相談ください。
5	3年間契約のサブスクリプション型研修サービスを受講した場合、補助対象となりますか？	1年を超える契約を締結した場合、契約額から割戻して算出した1年分の金額が補助対象となります。対象外の期間も含めて受講期間がある場合、対象期間のみ補助対象とします。この場合、補助対象経費は日割計算となります。
6	従業員が個人的に受験料（受講料）を支払い、技能検定（技能講習）を受けました。本補助金は利用できますか？	本補助金を利用できません。 申請者がスキルアップのために支払った受験料（受講料）が補助の対象となるため、補助の対象となりません。
7	受講した従業員の個人宛てに補助金を入金いただくことは可能ですか？	従業員個人宛にお振込みすることはできません。 補助金申請者宛にお振込みいたします。
8	セミナーに参加しました。領収書に宿泊費が含まれているようですが、主催者が内訳を出せないと言います。どうすれば良いですか？	セミナー受講のための交通費や宿泊費は補助対象経費として認められません。 宿泊費が不明の場合には、「足利市職員等の旅費に関する条例」の別表の区分を宿泊費とみなし、補助対象経費から控除しますので、申請時はセミナー費一式を補助対象経費として、補助申請額を算出してください。
9	セミナーを受講しました。研修テキスト	セミナー案内やセミナー資料、テキストを確認

	<p>代、研修材料費、資材費は補助対象経費と認められますか？</p>	<p>し、ヒアリングの上、補助対象経費となるかどうか確認させていただきます。 研修のみの使用、支払い額の確定できることなどを勘案し、決定します。 ただし、汎用性が高く、転用可能なものは認められません。</p>
--	------------------------------------	--